

りそな年金研究所

企業年金ノート

【本題】DC 拠出限度額の今後の推移について	P1
【コラム】2020年10月1日付の法令・通知等の改正によるDB関連の変更点について	P7

DC 拠出限度額の今後の推移について

1. はじめに

2020年(令和2年)6月5日に「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」(以下、「年金制度改正法」といいます。)が公布され、公的年金や企業年金、個人型の確定拠出年金(以下、「iDeCo」といいます。)に関する様々な事項が順次改正施行されています。年金制度改正法の全体像については「企業年金ノート2020年6月号(No.626)」にて、年金制度改正法によるDC制度上の改正のポイントについては「企業年金ノート2020年12月号(No.632)」にて紹介しています。また、年金制度改正法では定められていない事項についての社会保障審議会(企業年金・個人年金部会)での議論の動向等については「企業年金ノート2020年11月号(No.631)」や「りそな年金トピックス(2020年11月10日、2020年12月15日、2021年4月14日)」にて、紹介しています。

これら、一連の年金制度改正の動きの中でも、過去の年金制度改正との比較上、インパクトが大きいと考えられる項目の1つとして、「DC 拠出限度額の見直し」があります。これは、特に企業年金を実施している事業主に雇用されている者への影響が大きいと、企業年金を実施している事業主には、今後、「DC 拠出限度額」についての正確な情報をもとにした従業員向けの説明が求められることとなります。

そこで今回は「DC 拠出限度額」について、確定拠出年金法(以下、「DC法」といいます。)が2001年(平成13年)10月1日に施行されてから現在までの変遷を振り返るとともに、今後の推移について説明することとします。

2. DC 拠出限度額についての振り返り

「DC」には、企業に雇用されている従業員(国民年金の第2号被保険者)が加入することができる企業型の確定拠出年金(以下、「企業型DC」といいます。)と、個人が任意で加入することができる「iDeCo」の2種類があります。

(1) 国民年金の第1号被保険者と第3号被保険者のiDeCoの加入可否と拠出限度額

国民年金の第1号被保険者と第3号被保険者の「iDeCo」の加入可否と拠出限度額については、図表1の通りです。2017(平成29年)1月1日を施行日とする法令改正で、第3号被保険者が「iDeCo」に加入できることとなりました。

【図表1】国民年金の被保険者別(第1号と第3号)のiDeCo加入の可否と拠出限度額

期間	第1号被保険者		第3号被保険者	
	iDeCo 加入可否	拠出限度額(月額)	iDeCo 加入可否	拠出限度額(月額)
2001/10~2016/12	可	68,000円(※1)	不可	23,000円
2017/01~			可	

(※1)国民年金の付加保険料および国民年金基金の掛金を合算した金額です。

(2) 企業型 DC の拠出限度額

企業型 DC の拠出限度額については、確定給付企業年金（厚生年金基金や適格退職年金を含めて、以下、「DB」といいます。）の有無によって差がありましたが、DC 法施行後の何度かの法令改正により変遷してきました。特に、2017 年（平成 29 年）1 月 1 日を施行日とする法令改正により、（企業型 DC 規約に iDeCo への加入を認める旨の定めがある場合に限りませんが、「企業型 DC」と「iDeCo」に同時に加入することができるようになったことに伴い、企業型 DC の拠出限度額については、企業型 DC 規約に iDeCo への加入を認める旨の定めの有無によって差が設けられました。

企業型 DC の拠出限度額の変遷については、図表 2 の通りです。

【図表 2】企業型 DC の拠出限度額の 2022 年 9 月までの変遷

期間	企業型 DC の拠出限度額(月額) (※2)			
	DB に加入		DB に非加入	
2001/10～2004/09	18,000 円		36,000 円	
2004/10～2009/12	23,000 円		46,000 円	
2010/01～2014/09	25,500 円		51,000 円	
2014/10～2016/12	27,500 円		55,000 円	
2017/01～2022/09	企業型 DC 規約の iDeCo 併用規定		企業型 DC 規約の iDeCo 併用規定	
	あり(※3)	なし	あり(※3)	なし
	15,500 円	27,500 円	35,000 円	55,000 円

(※2) 2012 年 1 月から可能となったマッチング拠出制導入済の場合は、事業主掛金と加入者掛金の合計額となります。

(※3) マッチング拠出制導入済の場合は、企業型 DC 規約に iDeCo 併用規定を定めることはできません。

(3) 国民年金の第 2 号被保険者の iDeCo の加入可否と拠出限度額

2001 年（平成 13 年）に DC 法が施行されてから 2017 年（平成 29 年）1 月 1 日を施行日とする法令改正までの間は、企業年金（企業型 DC や DB 等）の加入者である者は、iDeCo の加入者となることはできませんでしたが、2017 年（平成 29 年）1 月 1 日を施行日とする法令改正により、それまでは iDeCo に加入できなかった企業年金の加入者が、条件付き（【図表 3】の(※4) ご参照)ですが、iDeCo に加入できることとなりました（2017 年（平成 29 年）1 月 1 日を施行日とする法令改正の詳細については、「企業年金ノート 2016 年 10 月号 (No.582)」ご参照）。

iDeCo への拠出限度額については、DC 法施行後の何度かの法令改正により拠出限度額は変遷してきました。iDeCo への加入の可否と拠出限度額の変遷については、図表 3 の通りです。

【図表 3】国民年金の第 2 号被保険者の iDeCo 加入の可否と拠出限度額の 2022 年 9 月までの変遷

期間	企業年金に加入				企業年金に非加入	
	企業型 DC のみ		企業型 DC/DB 両方 または DB のみ		iDeCo 加入可否	拠出限度額(月額)
	iDeCo 加入可否	拠出限度額(月額)	iDeCo 加入可否	拠出限度額(月額)		
2001/10～2004/09	不可	/	不可	/	可	15,000 円
2004/10～2009/12					可	18,000 円
2010/01～2016/12					可	23,000 円
2017/01～2022/09	可(※4)	20,000 円	可(※4)	12,000 円		

(※4) 加入している「企業年金」が「企業型 DC」の場合、当該企業型 DC の規約に「iDeCo への加入を認める」旨の定めがある場合に限り、「企業型 DC」と「iDeCo」に同時に加入することができます。

3. 今後の DC 拠出限度額についての2段階の変更

これまでに述べてきました通り、何度かの法令改正によって企業型 DC および iDeCo の拠出限度額ともに変更されてきましたが、すでに公布されている年金制度改正法の一部が 2022 年（令和 4 年）10 月 1 日付で施行されることに伴い、企業型 DC および iDeCo の拠出限度額がさらに変更となります。

また、2020 年 12 月 15 日付のりそな年金トピックス等でご案内しております通り、社会保障審議会（企業年金・個人年金部会）にて、「DC の拠出限度額」に「DB の仮想掛金額」の概念が導入される方向で議論が進んでおり、当該議論の方向性通りに法令が整備されると、施行日は未定ですが、企業型 DC および iDeCo の拠出限度額の取扱いが変更されることとなります。

以下、この記事においては、2022 年（令和 4 年）10 月 1 日付の変更を「1 段階めの変更」、「DC の拠出限度額」に「DB の仮想掛金額」の概念が導入されることとなる変更を「2 段階めの変更」と称することとしますが、これらの内容については現時点で判明している情報に基づいて作成したものであり、今後の政省令や通知の内容によっては変更となる可能性があります。

なお、企業型 DC の規約で年単位化を規定している場合、iDeCo への加入が認められなくなる可能性があります。この記事においては月単位で拠出することを前提とした金額を表示していますのでご承知おきください。

（1）今後の企業型 DC の拠出限度額の見直し

2022 年（令和 4 年）10 月 1 日を施行日とする法令改正により、企業型 DC の規約に iDeCo への加入を認める定めがなくても iDeCo に加入できることとなることに伴い、企業型 DC の事業主掛金の拠出限度額を減少させる必要がなくなります。

また、施行日は未定ですが、「DC 拠出限度額」に「DB 仮想掛金額」の概念が導入される方向で議論が進んでいます。「DB 仮想掛金額」の概要については「企業年金ノート 2020 年 11 月号（No.631）」をご参照いただきたいのですが、「企業型 DC と DB を併用している事業主」の「企業型 DC の事業主掛金の拠出限度額」は、「DB 仮想掛金額」に応じて、以下の通りとなります。

（ア）「DB 仮想掛金額」が 27,500 円未満の場合：「企業型 DC の事業主掛金の拠出限度額」は増加する。

（イ）「DB 仮想掛金額」が 27,500 円の場合：「企業型 DC の事業主掛金の拠出限度額」は増減なし。

（ウ）「DB 仮想掛金額」が 27,500 円超の場合：「企業型 DC の事業主掛金の拠出限度額」は減少する。

ただし、上記（ウ）の場合は、従前通りに事業主掛金を拠出することができる経過措置（【図表 4】の（※5）ご参照）が施される見込みです。

このことについて、2022 年 9 月の時点との比較を鮮明にするために、図表 2 の続きとして図表 4 の通りにまとめました。

【図表 4】「DB 仮想掛金額」に応じた企業型 DC の拠出限度額

期間	企業型 DC の拠出限度額（月額）（※2）			
	DB に加入		DB に非加入	
	企業型 DC 規約の iDeCo 併用規定		企業型 DC 規約の iDeCo 併用規定	
	あり（※3）	なし	あり（※3）	なし
2014/10～2016/12	27,500 円		55,000 円	
2017/01～2022/09	15,500 円	27,500 円	35,000 円	55,000 円
2022/10～2 段階めの変更日の前日	27,500 円		55,000 円	
2 段階めの変更日～	55,000 円 — DB 仮想掛金額（※5）			

（※2）【図表 2】の（※2）ご参照。

（※3）【図表 2】の（※3）ご参照。ただし、2022 年 10 月以降は「iDeCo 併用規定」が不要となります。

（※5）「DB 仮想掛金額」が「27,500 円」以上の場合、2 段階めの変更日以降に「DB の規約変更（財政再計算を伴う給付設計の変更）」または「企業型 DC の規約変更（掛金についての変更）」を実施するまでの企業型 DC の拠出限度額については「27,500 円」とする経過措置が施される見込みです（2020 年 12 月 15 日付のりそな年金トピックスご参照）。

(2) 今後の国民年金の第2号被保険者の iDeCo の拠出限度額

2022年(令和4年)10月1日を施行日とする法令改正までは、「企業型 DC」「iDeCo」両方の加入者となるためには、加入している企業型 DC の規約に iDeCo の加入者となることのできる旨の定めがあることが条件となっていました。それ以外にも、当該「企業型 DC」における「事業主掛金の拠出限度額」を「55,000円から35,000円(DB併用の場合は27,500円から15,500円)」に引き下げる必要がありました。

2022年(令和4年)10月1日以降は、「企業型 DC の事業主掛金の拠出限度額を55,000円(DB併用の場合は27,500円)から引き下げる必要がない」とこととなる代わりに、「企業型 DC」「iDeCo」両方の加入者となる者がいる場合、当該加入者に係る「事業主掛金の額」が「35,000円(DB併用の場合は15,500円)」を超えている場合は、当該加入者の「iDeCo への拠出限度額」は、「55,000円(DBの加入者である場合は27,500円)から企業型 DC の事業主掛金の額を控除した額」となります。

また、2段階めの変更によって「企業型 DC の事業主掛金の拠出限度額」は「DB 仮想掛金額」に応じて決定されることとなっていますので、「企業型 DC の加入者」ではなく、「DB のみの加入者」である者についても、「iDeCo の拠出限度額」に「DB 仮想掛金額」の概念が導入されることとなります。

これらのことについて、2022年9月の時点との比較を鮮明にするために、図表3の続きとして、以下の区分に分けて、図表5から図表7の通りにまとめました。なお、企業年金に加入していない者の iDeCo の拠出限度額は23,000円から変更なしのため、新たな図表を作成しておりません。

- (ア)「企業型 DC」のみ加入の場合 : 図表5
- (イ)「DB」のみ加入の場合 : 図表6
- (ウ)「企業型 DC」および「DB」両制度に加入の場合 : 図表7

【図表5】企業型 DC のみの加入者である場合の iDeCo の拠出限度額

期間	企業型 DC の加入者 (DB に加入していない者)		
	企業型 DC の事業主掛金額 (月額)	iDeCo 加入可否	iDeCo の拠出限度額 (月額)
2017/01~2022/09	/	※4	20,000円
2022/10~ (2段階めの変更日以降も同じ)	35,000円以下	可 (※6)	20,000円
	35,000円超 55,000円未満		55,000円 - 企業型 DC の事業主掛金の額
	55,000円	不可	/

(※4)【図表3】の(※4)ご参照。

(※6)加入している企業型 DC がマッチング拠出制導入済の場合であって当該企業型 DC に「加入者掛金」を拠出している場合の他、当該企業型 DC の制度内容によっては、iDeCo の掛金を拠出することはできなくなる可能性があります。

【図表6】DB のみの加入者である場合の iDeCo の拠出限度額

期間	DB の加入者 (企業型 DC に加入していない者)		
	DB 仮想掛金額	iDeCo 加入可否	iDeCo の拠出限度額 (月額)
2017/01~2022/09	/	可	12,000円
2022/10~ 2段階めの変更日の前日	/		
2段階めの変更日~	35,000円以下	可	20,000円
	35,000円超 55,000円未満		55,000円 - DB 仮想掛金額
	55,000円	不可	/

【図表7】企業型 DC および DB の両制度の加入者である場合の iDeCo の拠出限度額

期間	企業型 DC および DB の両制度の加入者			
	企業型 DC の事業主掛金額 (月額)	iDeCo 加入可否	iDeCo の拠出限度額 (月額)	
2017/01～2022/09		※4	12,000 円	
2022/10～ 2 段階めの変更日の 前日	15,500 円以下	可 (※6)	12,000 円	
	15,500 円超 27,500 円未満		27,500 円 - 企業型 DC の事業主掛金の額	
	27,500 円	不可		
2 段階めの変更日～	企業型 DC の事業主掛金額 (月額) と DB 仮想掛金額の合計額	可 (※6)		
	35,000 円以下			20,000 円
	35,000 円超 55,000 円未満			55,000 円 - (企業型 DC の事業主掛金額 + DB 仮想掛金額)
	55,000 円	不可		

(※4)【図表3】の(※4)ご参照。

(※6)【図表5】の(※6)ご参照。

2022 年(令和 4 年)10 月 1 日以降は、「企業型 DC」「iDeCo」両方の加入者となる者がいる場合、当該加入者に係る「事業主掛金の額」が「35,000 円(DB 併用の場合は 15,500 円)」を超えている場合は、当該加入者の「iDeCo の拠出限度額」は、「55,000 円(DB の加入者である場合は 27,500 円)から企業型 DC の事業主掛金の額を控除した額」となっていたのですが、2 段階めの変更により、「企業型 DC の事業主掛金の拠出限度額」は、「55,000 円から DB 仮想掛金額(DB 加入者でない場合はゼロ)を控除した額」となります。なお、【図表 4】の(※5)として紹介している企業型 DC の事業主掛金の拠出限度額に関する経過措置と同様の経過措置は、「iDeCo の拠出限度額」には施されない見込みです。

4. 事例研究

企業型 DC および DB の両制度を実施している企業に雇用されている場合であっても、当該企業型 DC や DB 制度への加入は、DC 規約や DB 規約の定めによって制限される場合がありますので、同じ企業の従業員であっても、iDeCo に拠出できる者と拠出できない者がいたり、iDeCo の拠出限度額が異なる場合もあります。

ここでは、以下の 1 つの事例だけに絞っての事例研究となりますが、同じ企業に雇用されている者であっても、iDeCo に拠出できる場合とできない場合があることや、人によって iDeCo への拠出限度額が異なるということが分かるような事例を紹介いたします。

(1) 前提条件

以下の前提条件における事例を紹介します。

- ・厚生年金保険は、一括適用としている。
- ・従業員は全員が「60 歳」未満。
- ・従業員は「職種 A」「職種 B」「職種 C」「職種 D」の 4 つに分類される。
- ・「2022/10/1～2 段階め」と「2 段階め～」の比較をすることを目的とした事例です。

(2) 採用している企業年金の種類と加入対象者

以下の3つの企業年金を採用しているものとします。

(ア) 企業型DC（1事業所でDC規約の承認を得ている）

- ・加入対象は、「職種A」「職種B」「職種C」「職種D」のうち、「加入を希望する者」。
- ・「マッチング拠出」は導入していない。
- ・「iDeCo 併用規定」を定めていない。
- ・「事業主掛金」は、「5,000円～27,500円」の定額制。

(イ) 規約型DB（1事業所でDB規約の承認を得ている）

- ・加入対象は、「職種A」「職種B」の全員。（「職種C」「職種D」は加入除外）
- ・「DB仮想掛金額」は、「22,000円」。

(ウ) 総合設立の企業年金基金の実施事業所の1つとして加入

- ・加入対象は、「職種A」「職種C」の全員。（「職種B」「職種D」は加入除外）
- ・「DB仮想掛金額」は、「11,000円」。

上記の条件に応じた iDeCo の拠出限度額をまとめたものが図表8となります。

【図表8】職種による企業年金の加入状況と iDeCo の拠出限度額

職種	企業型 DC	規約型 DB	基金型 DB	企業型 DC の事業主掛金の額	DB 仮想掛金額	iDeCo 加入可否	iDeCo の拠出限度額（月額）	
							2022/10/1 ~2段階め	2段階め～
A	○	○	○	27,500円	33,000円	不可		
				22,000円		可⇒不可	5,000円	
				17,000円		可	10,000円	5,000円
				14,000円		可	12,000円	8,000円
				10,000円		可	12,000円	12,000円
				5,000円		可	12,000円	17,000円
	×	○	○		33,000円	可	12,000円	20,000円
B	○	○	×	27,500円	22,000円	不可⇒可		5,000円
				17,000円		可	10,000円	16,000円
				14,000円		可	12,000円	19,000円
				10,000円		可	12,000円	20,000円
				5,000円		可	12,000円	20,000円
	×	○	×		22,000円	可	12,000円	20,000円
C	○	×	○	27,500円	11,000円	不可⇒可		16,000円
				5,000円		可	12,000円	20,000円
	×	×	○		11,000円	可	12,000円	20,000円
D	○	×	×	27,500円		可	20,000円	20,000円
				5,000円		可	20,000円	20,000円
	×	×	×			可	23,000円	23,000円

(注)「iDeCo の掛金は、5,000円以上1,000円単位」として算定しています。

5. おわりに

ここまでで紹介しました通り、2022年（令和4年）10月1日以降、「企業型DCの事業主掛金の拠出限度額」や「iDeCoの加入可否・拠出限度額」の概念が大幅に変更されることとなります。特に、2段階めの変更後は、個々の従業員が「企業型DCやDBの加入者か否か」によって、「iDeCoの加入可否・拠出限度額」が異なってきますので、今後の法令改正の動向を正確に把握したうえで、個々の従業員に対して正確な説明をすることが求められることとなります。また、今後の社会保障審議会等での議論の方向性によっては、ここでは紹介できていない新たな考え方が導入される可能性もありますのでご注意ください。

(りそな年金研究所 出口 衛)

2020年10月1日付の法令・通知等の改正によるDB関連の変更点について

今月のコラムは、確定給付企業年金（DB）における「2020年10月1日付の法令・通知等の改正によるDB関連の変更点」に関する、ある信託銀行の新人担当者「Aさん」と、その上司「B課長」とのディスカッションです。

- Aさん：昨日DBの財政決算の説明のため、当社がDBの総幹事であるC社に訪問したところ、先方のD部長から「2020年10月1日付で確定給付企業年金法に関する法令・通知等の改正が実施されたいが、今後のDB関連の事務に何か影響があるのか？」とご質問を受けました。その場では回答できず、後ほど回答することになったのですが、どういった法令・通知等の改正なのか具体的に教えていただけないでしょうか？
- B課長：その法令・通知等の改正における主な変更点は大きく2種類に分けられるよ。一つは「資産運用委員会の設置義務がある事業主等の範囲の拡大」、もう一つは「規約変更に関する手続きの簡略化」だね。
- Aさん：おっしゃっている変更点はお客さまに直ちに影響がある内容なのでしょうか？
- B課長：後者の変更点は規約変更の実施時にのみ影響する内容だけど、前者の内容については、規約変更の有無に関わらずDB決算の度ごとに注意しなければいけない内容だよ。
- Aさん：なるほど！お客さまにも正しく変更点を説明しなければいけませんね。それぞれの変更の具体的な内容についても教えていただけないでしょうか？
- B課長：わかったよ。今から法令・通知等の改正の種類ごとに変更点を説明するね。

～1. 資産運用委員会の設置義務がある事業主等の範囲の拡大～

- Aさん：ありがとうございます。まず、資産運用委員会に関する変更の内容の説明からお願いします。
- B課長：そもそもの話だけど、資産運用委員会にはどういった役割があるのか解るかな？
- Aさん：お恥ずかしいことですが、正直解りません。どういった役割があるのでしょうか？
- B課長：資産運用委員会には基本方針その他の積立金の管理及び運用に係る事項に関し、事業主又は基金の理事長もしくは管理運用業務を執行する理事に対して意見を述べる役割があるよ。当該委員会の設置義務化の経緯等については、企業年金ノート 2018（平成 30）年 2 月号 No.598 の【本題】で解説されているよ。
- Aさん：なるほど！ところで法令・通知等の改正で変更された箇所は何処なのでしょうか？
- B課長：法令・通知等の改正では、資産運用委員会の設置義務がある事業主等の範囲が変更されているよ。具体的な変更の内容については以下の表の通りだよ。

【資産運用委員会の設置義務がある事業主等の範囲(新旧)】

変更後	変更前
直近3カ年の決算のうち少なくとも2カ年で ・積立金（純資産）の額が100億円以上 もしくは ・責任準備金（※1）の額又は最低積立基準額（※2）のいずれか低い額が100億円以上	運用に係る資産の額が100億円以上

※1 責任準備金:年金制度が今後も継続していく前提で将来の給付を賄うため必要な積立金

※2 最低積立基準額:年金制度を終了した場合に既に発生しているとみなされる債務

※3 上記の条件に該当しない場合でも、資産運用委員会を設置することが望ましい。

【確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて(通知) 4】

- Aさん：なるほど！資産運用委員会の設置義務に関する基準が明確化されているようですね。責任準備金や最低積立基準額についても、判定項目に入っていますね。

B 課 長：その通りだね。

～2. 規約変更に関する手続きの簡略化～

A さ ん：ありがとうございました。次に規約変更に関する法令・通知等の改正の内容についてご説明願います。

B 課 長：2020年10月1日付の法令・通知等の改正によって、一部の規約変更について規約変更時の行政への手続きが簡略化されている。大きく分けると『「軽微な変更」の内容の追加』と『「特に軽微な変更」の内容の追加』の2つの変更が実施されているよ。

A さ ん：わかりました。最初に『「軽微な変更」の内容の追加』から伺いたいです。そもそも、規約の軽微な変更該当する場合、どのように規約変更の手続きが簡略化されるのでしょうか？

B 課 長：通常の規約変更時には、規約変更の2カ月前までに行政宛てに承認申請の手続きをする必要があるけど、その規約変更が「軽微な変更」に該当する場合、承認申請が不要になるよ。その代わりに、行政に遅滞なく届出の手続きを実施する必要があるけど、規約変更の手続きの簡略化・迅速化を図ることができるね。規約の承認申請の手続きの中身については、企業年金ノート2020（令和2）年7月号 No.627の【コラム】の内容を見ればイメージ出来そうだね。

A さ ん：なるほど！次に今回「軽微な変更」に追加された規約変更の内容について教えていただけないでしょうか？

B 課 長：2020年10月1日付の法令・通知等の改正により「軽微な変更」に追加された規約変更の内容については「繰下げ規定の新設」と「確定給付企業年金法施行規則第46条の2第3項の規定に基づくリスク対応掛金額の減少又は拠出の終了」の二つだよ。リスク対応掛金については、企業年金ノート2016（平成28）年9月号 No.581の【コラム】で解説されているから参照してみるといいよ。

A さ ん：解りました。ちなみに「繰下げ規定の新設」における繰下げ規定とはこういった規定なのでしょうか？

B 課 長：繰下げ規定は、老齢給付金もしくは脱退一時金の支給を、定年等の規約で定める支給時期から遅らせることができるようにするための規約上の規定のことだよ。例えば、執行役員の間支給を繰り下げられる繰下げ規定を設けることで、定年を超えて勤務する執行役員に対して、執行役員を退任した時点で老齢給付金を支給することが出来るようになるよ。今回の法令・通知等の改正は「繰下げ規定の新設」のみを「軽微な変更」としているのだから、既に繰下げ規定が規約上にある場合にその規定の内容を変更する規約変更は、引き続き承認申請の手続きが必要になることに注意する必要があるね。

A さ ん：解りました。それでは次に『「特に軽微な変更」の内容の追加』について伺いたいです。「特に軽微な変更」の場合、規約変更の手続きはどのように簡略化されるのでしょうか？

B 課 長：通常の規約変更の場合、規約変更時に労使合意を得る必要がある。具体的には労働組合もしくは厚生年金保険被保険者の過半数を代表する者の同意を得る必要がある。しかし、その規約変更が「特に軽微な変更」に該当する場合には、上記の労使合意は法令上必要では無くなる。

A さ ん：なるほど！行政宛ての手続き上では、規約変更時に従業員の同意を得る必要が無くなるわけですね。では、そのような手続きの簡略化が出来るようになった規約変更の内容は何でしょうか？

B 課 長：「条項の移動等規約に規定する内容の実質的な変更を伴わない事項」だよ。規約で引用する就業規則の条ズレ対応等、規約の内容自体に実質的な変更が無い規約変更が該当するね。

A さ ん：わかりました。今までのお話を参考に、お客さまのご質問に回答します。

（年金業務部 制度サポートグループ 高橋 拓也）

企業年金ノート 2021(令和3)年5月号 No.637

編集・発行：株式会社りそな銀行 年金業務部 年金信託室 りそな年金研究所
〒540-8607 大阪府大阪市中央区備後町2-2-1
TEL: 06-6268-1830 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp



りそな銀行ホームページ(企業年金・iDeCoのお客さま): <https://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>
りそな企業年金ネットワーク: <https://resona-nenkin.secure.force.com/>
確定拠出年金スタートクラブ: <https://dc-startclub.com/>